



山形県公報

平成26年7月22日(火)

号 外 (23)

目 次

告 示

- 災害救助法による救助の実施……………(危機管理課) …… 1
- 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害……………(同) ……同

告 示

山形県告示第685号

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定により、平成26年台風第8号の接近に伴う平成26年7月9日の大雨により多数の住家が滅失した次の市の区域内において同日から同法に基づく救助を行うこととした。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

南陽市

山形県告示第686号

平成26年7月9日、南陽市の区域内において発生した平成26年台風第8号の接近に伴う大雨による災害を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の対象となる自然災害とする。

平成26年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

平成26年 7 月22日印刷
平成26年 7 月22日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056